

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案(閣法第1号)

(衆議院 24.11.15修正議決 参議院 11.15財政金融委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成24年度から平成27年度までの間の各年度(政府原案は平成24年度)における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、平成24年度及び平成25年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(以下「消費税法改正法」という。)の施行により増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、特例公債の発行年度に係る修正、特例公債の発行額の抑制に係る規定の追加等、所要の修正が行われた。

一、特例公債の発行

財政法第四条第一項ただし書等の規定により発行する公債のほか、平成24年度から平成27年度までの間の各年度(政府原案は平成24年度)の予算をもって国会の議決を経た金額(平成24年度一般会計予算において38兆3,350億円)の範囲内で、特例公債を発行することができる。

二、特例公債の発行額の抑制(衆議院修正により追加)

政府は、一の公債を発行する場合においては、中長期的に持続可能な財政構造を確立することを旨として、各年度において一の公債の発行額の抑制に努める。

三、年金特例公債の発行等

1 平成24年度及び平成25年度における基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源については、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額(平成24年度の見込額は2.6兆円)の範囲内で、年金特例公債を発行することができる。

2 年金特例公債(借換国債を含む。)の元利償還は、消費税法改正法の施行による平成26年度以降の消費税の增收分を財源として、平成45年度までに行う。

四、附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、平成24年度の補正予算において、政策的経費を含む歳出の見直しを行い、同年度において一の公債の発行額を抑制する(衆議院修正により追加)。

【附帯決議】(24.11.15財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法律案の成立により、政府は平成24年度から平成27年度にわたる特例公債の発行が可能となるが、これは成立した予算を円滑に執行することで、国民生活の安定を確保し、経済活動に混乱を招かないための時限的な措置である。政府は、この趣旨を踏まえ、いやしくも財政規律を緩め、特例公債の発行を野放図に認めるることは一切ないよう財政運営を行うこと。特に、附則第2項の規定を遵守するものとすること。

一 財政規律の維持、特例公債発行額の抑制は、財政民主主義に基づく国会の責務であり、権能であることを踏まえ、平成24年度から平成27年度までの特例公債の発行に当たっては、参議院としての役割を十分に果たすべく予算審議の中で、より慎重かつ丁寧な議論に臨むので、政府は、財政規律の維持の観点から、十分な説明責任を果たすこと。

一 政府は、プライマリーバランスについて、平成27年度までにその赤字の対GDP比を平成22年度の水準から半減し、平成32年度までに黒字化する目標について、その実現に向けて万全を尽く

すため、中長期の財政健全化への道筋について、法制化を含め検討すること。
右決議する。

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 24.11.16可決 参議院 11.16総務委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民間における退職給付の支給の実情に鑑み、退職手当の額を引き下げるとともに、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第2条の規定等を踏まえ、公務員共済の職域加算額の廃止に伴う退職等年金給付の導入及び職域加算額の廃止に伴う経過措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員退職手当法等の一部改正

- 1 国家公務員退職手当法本則の基本額の規定により計算した額に乘じる調整率を100分の104から100分の87に段階的に引き下げる。
- 2 各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うことができることとする等、早期退職者の募集及び認定の制度を設けることとするほか、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置について、割増率を引き上げる等の内容の拡充を行う。

二、国家公務員共済組合法等の一部改正

- 1 退職等年金給付として退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金を設ける。
- 2 退職年金は、終身退職年金及び有期退職年金とし、保険料の追加拠出リスクを抑制するため、給付設計にキャッシュバランス方式を採用した上で、保険料率に上限を設ける。
- 3 有期退職年金の支給期間は20年又は10年とし、有期退職年金に代えて一時金で支給を受けることができるのこととする。
- 4 組合員が懲戒処分を受けたとき等一定の場合に給付の制限を行うこととする。
- 5 公務障害年金及び公務遺族年金の年金額については適切な水準を確保することとする。
- 6 共済年金の職域加算額の廃止に伴い、廃止前の組合員期間を有する未裁定者に対する経過措置を規定する。

三、施行期日

この法律は、平成25年1月1日から施行する。ただし、一の2の改正は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、二の改正は平成27年10月1日から施行する。

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 24.11.16可決 参議院 11.16総務委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第2条の規定等を踏まえ、公務員共済の職域加算額の廃止に伴う退職等年金給付の導入及び職域加算額の廃止に伴う経過措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方公務員等共済組合法の一部改正

- 1 退職等年金給付として退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金を設ける。
- 2 退職年金は、終身退職年金及び有期退職年金とし、保険料の追加拠出リスクを抑制するため、給付設計にキャッシュバランス方式を採用した上で、保険料率に上限を設ける。
- 3 有期退職年金の支給期間は20年又は10年とし、有期退職年金に代えて一時金の支給を受けることができるうこととする。
- 4 組合員が懲戒処分を受けたとき等一定の場合に給付の制限を行うこととする。
- 5 公務障害年金及び公務遺族年金の年金額については適切な水準を確保することとする。

二、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正
共済年金の職域加算額の廃止に伴い、廃止前の組合員期間を有する未裁定者に対する経過措置を規定する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成27年10月1日から施行する。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 24.11.16可決 参議院 11.16文教科学委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第2条の規定等を踏まえ、私学共済の職域加算額の廃止に伴う退職等年金給付の導入及び職域加算額の廃止に伴う経過措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、私立学校教職員共済法の一部改正

- 1 私立学校教職員共済制度の退職等年金給付として、退職年金、職務障害年金及び職務遺族年金を設けること。
- 2 退職等年金給付の支給要件及び額の算定方法等については、国家公務員共済組合法の関係規定を準用することとし、必要な読み替えを行うこと。

二、日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正

- 1 日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、その業務として私立学校教職員共済法に規定する退職等年金給付を行うこと。
- 2 事業団は、退職等年金給付の業務に係る経理については他の業務に係る経理と区分し、勘定を設けて整理すること。

三、経過措置等

- 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行日(平成27年10月1日)において、同法による改正前の私立学校教職員共済法(以下「改正前私学共済法」という。)による年金である給付の受給権を有しない者に対して、その加入期間に応じ、同日以後、経過措置として改正前私学共済法による職域加算額に相当する給付を支給すること。
- 2 この法律は、一部の規定を除き、平成27年10月1日から施行すること。

自衛隊法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 24.11.16可決 参議院 11.16外交防衛委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、航空自衛隊の航空総隊及び航空支援集団の改編、防衛医科大学校の保健師及び看護師を養成する課程の新設、日豪物品役務相互提供協定等の実施に係る規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、航空自衛隊の航空救難団が属する部隊を航空支援集団から航空総隊に変更する。

二、防衛医科大学校に4年制の保健師及び看護師を養成する課程を新設する。

三、防衛医科大学校に新設する保健師及び看護師を養成する課程を修了した者に対して6年間の勤続努力義務を課すとともに、当該期間内に離職した場合には償還金を課す。

四、訓練、国際緊急援助活動等の際にオーストラリアの軍隊に対し、及び国際緊急援助活動の際にアメリカ合衆国の軍隊に対し、自衛隊が物品及び役務を提供することを可能とする。

五、航空機乗員に支給する航空手当について、その上限額を引き上げる。

六、本法律は、平成25年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、四の後段については公布の日から、五については公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から、二及び三については平成27年4月1日までの間において政令で定める日か

ら、四の前段については日豪物品役務相互提供協定の効力発生の日から施行する。

内閣府設置法の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、科学技術の振興を通じた新産業の創出、雇用の増大等を図る必要性の増大等に鑑み、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るために環境の総合的な整備に関する事項を内閣府の所掌事務に追加するとともに、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組しようとするものである。

人権委員会設置法案(閣法第7号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、人権を違法に侵害する行為により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びこれに関する理解を深めるための啓発を任務とする人権委員会を設置して、人権の擁護に関する施策を総合的に推進しようとするものである。

人権擁護委員法の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、人権擁護委員を取り巻く諸情勢の変化に鑑み、その活動の一層の活性化を図るために、その委嘱の手続につき職務を行うのに必要な知識経験を有する人権擁護委員を確保するための特例を設ける等、所要の改正を行おうとするものである。

地方公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公務員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るために人事評価制度並びに地方公務員の退職管理の適正を確保するための再就職者による依頼等の規制を導入するとともに、自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講じようとするものである。

地方公務員の労働関係に関する法律案(閣法第10号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めようとするものである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第49号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じようとするものである。

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(第176回国会閣法第4号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国會議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものである。

地球温暖化対策基本法案(第176回国会閣法第5号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地球温暖化対策の基本原則として、豊かな国民生活と産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ行うべきこと、国際的協調の下に積極的に推進することのほか、研究開発とその成果の普及、温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業機会の増大、雇用の安定、エネルギー政策との連携、事業者及び国民の理解を得ること等について規定する。また、基本原則を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。
- 二、我が国の温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標について、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、平成32年までに平成2年比で25%削減の達成を目指すこととする。また、長期的な目標について平成62年までに平成2年比で80%削減の達成を目指すこととする。さらに、再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標について、平成32年までに一次エネルギー供給量の10%に達することを目標とするものとする。
- 三、政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めることとする。
- 四、国が講ずべき基本的施策として、国内排出量取引制度を創設することとし、必要な法制上の措置について、法施行後1年以内に成案を得ることとする。また、地球温暖化対策のための税について、平成23年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うこととする。さらに、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度を創設することとする。このほか、原子力に係る施策、エネルギー使用の合理化の促進、交通に係る施策、革新的な技術開発の促進、教育・学習の振興等の施策を行うこととする。
- 五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標に関する規定については、すべての主要国が公平かつ実効性ある国際的な枠組みを構築するとともに、意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日から施行する。

交通基本法案(第177回国会閣法第33号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者及び国民の責務を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進する等の措置を講じようとするものである。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第60号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講じようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第74号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずるとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講じようとするものである。

国家公務員の労働関係に関する法律案(第177回国会閣法第75号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めようとするものである。

公務員庁設置法案(第177回国会閣法第76号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置しようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第177回国会閣法第77号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公務員庁設置法の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

刑法等の一部を改正する法律案(第179回国会閣法第13号)(先議)

(参議院 第179回国会23.12.2本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執

行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、保護観察等の充実強化を図るため、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加える等の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 刑法の一部改正

一 刑の一部の執行猶予

- 1 次に掲げる者が3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。
 - ア 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
 - イ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者
 - ウ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者
- 2 刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、そのうち執行が猶予されなかつた部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予の期間を起算する。

二 保護観察

刑の一部の執行猶予が言い渡された場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。

三 刑の一部の執行猶予の取消し

刑の一部の執行猶予の言渡しの取消事由についての規定を設ける。

四 刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果

刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑を執行が猶予されなかつた期間を刑期とする懲役又は禁錮の刑に減輕するとともに、この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとする。

第二 恩赦法の一部改正

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者に対する減刑及び刑の執行の免除についての規定を整備する。

第三 更生保護法の一部改正

一 特別遵守事項の一部改正

特別遵守事項の類型に、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うことを加える。

二 特別遵守事項の特則

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者に対する特別遵守事項の特則についての規定を整備する。

三 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則

規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その依存の改善に資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関等との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならない。

四 住居の特定

地方更生保護委員会は、保護観察付一部猶予者について、猶予の期間の開始の時までに、生活環境の調整による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもって、その者が居住すべき住居を特定することができる。

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。ただし、第三の一の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(第179回国会閣法第14号)(先議)

(参議院 第179回国会23.12.2本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年、薬物使用等の罪を犯した者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 趣旨

この法律は、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑事施設における処遇に引き続き社会内における処遇を実施することにより規制薬物等に対する依存を改善することが有用であることに鑑み、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察その他の事項について、刑法の特則を定める。

二 刑の一部の執行猶予の特則

薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内においても規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

三 刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則

二の者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、猶予の期間中保護観察に付するものとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 2 この法律の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

国民年金法の一部を改正する法律案(第179回国会閣法第15号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国民年金の第3号被保険者に関する記録の不整合に対処するため、届出の行われた不整合期間について、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入することができる期間とみなすほか、本人の希望により当該不整合期間に係る特定保険料を納付することを可能とする等の措置を講じようとするものである。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(第179回国会閣法第16号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、労働者の精神的健康の保持増進のための措置を充実するとともに、職

場における受動喫煙の防止のために必要な措置を強化する等の措置を講じようとするものである。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(第180回国会閣法第26号)

(衆議院 24.11.15修正議決 参議院 11.15厚生労働委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成24年度及び平成25年度における基礎年金に係る国庫負担割合を2分の1とするとともに、年金額等の改定の特例措置による年金額等の水準について段階的な適正化を図る等のため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

- 一 国庫は、基礎年金に係る国庫負担について、平成24年度及び平成25年度において、36.5パーセントの国庫負担割合に基づく負担額のほか、年金特例公債の発行による収入金を活用し、当該額と2分の1の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を負担する。
- 二 老齢基礎年金の額の計算に関し、平成24年4月から平成26年3月までの保険料免除期間について、保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の2分の1と算定する等の措置を講ずる。
- 三 年金額の改定の特例措置に係る規定は、平成27年度以降は適用しないものとともに、平成25年度及び平成26年度の年金額について、物価変動率等を基準とする改定と併せて、1.0パーセント(平成27年度は0.5パーセント)の適正化が図られるよう改定する措置を講ずる。

第二 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律等の一部改正

国家公務員共済組合制度等について、第一の一及び三の改正に準じた改正を行う。

第三 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律の一部改正

児童扶養手当の額等について、第一の三の改正に準じて段階的に適正化するための措置を講ずる。

第四 施行期日

この法律は、公布の日又は財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の施行日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第一の三、第二(第一の三の改正に準じた改正に限る。)及び第三は、平成25年10月1日から施行する。

なお、基礎年金国庫負担を2分の1とする年度を平成24年度及び平成25年度に改めるとともに、その財源に年金特例公債の発行収入金を活用すること等の内閣修正が行われた。また、衆議院において、年金額等の改定の特例措置による年金額等の水準の段階的な適正化の実施時期等を変更する修正が行われた。

経済社会課題対応事業の促進に関する法律案(第180回国会閣法第28号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化に伴い、エネルギーの利用の制約への適応又はその緩和、就業者数の増加又は維持その他我が国の経済社会の持続的な発展のための新たな課題に対応することの必要性が高まっている中で、その重要性が増大している経済社会課題対応事業を促進するため、経済社会課題対応事業の実施に必要な資金の調達の円滑化に関する措置並びに経済社会課題対応事業に係る製品及び役務の需要の開拓を図るための措置を講じようとするものである。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(第180回国会閣法第30号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進

を図るため、利用料金を自らの収入として收受する公共施設等の整備等に関する事業を実施する民間事業者に対する金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に関し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めようとするものである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(第180回国会閣法第32号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようになるとともに、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにするために必要な事項を定めようとするものである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第180回国会閣法第33号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

地方公共団体情報システム機構法案(第180回国会閣法第35号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(第180回国会閣法第36号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進することにより農山漁村の活性化を図るために、主務大臣による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及び設備整備計画の認定、当該認定を受けた設備整備計画に従って行う事業についての農地法、森林法、漁港漁場整備法等の特例並びに農林地所有権移転等促進事業について定めようとするものである。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(第180回国会閣法第44号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、不動産特定共同事業の活用を一層推進するため、一定の要件を満たす者が届出によ

り特定の不動産特定共同事業を営むことを可能とするとともに、その業務の委託を受ける不動産特定共同事業者について必要な規制を行う等の措置を講じようとするものである。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(第180回国会閣法第52号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応するため、外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人の制度を創設しようとするものである。

国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(第180回国会閣法第53号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主等、本邦発荷主、運送取次事業者、運送事業者等に対し、これを積載する貨物自動車の運転者に至るまでの一連のコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、不適切状態にある輸入海陸一貫運送コンテナを発見し、及びこれを是正するための措置、貨物自動車運送事業者等及び運転者が国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送に関し遵守すべき事項等について定めようとするものである。

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案(第180回国会閣法第54号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、民間の能力を活用した空港の運営等を推進するため、国土交通大臣がその基本方針を定めることとともに、国土交通大臣又は地方公共団体が管理する空港について公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を講じようとするものである。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第180回国会閣法第59号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の措置を講じようとするものである。

電波法の一部を改正する法律案(第180回国会閣法第61号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、電波の公平かつ能率的な利用の促進を図るため、一定の要件を満たす電気通信業務用基地局について、その免許の申請を行うことができる者を入札又は競りにより決定する制度を創設しようとするものである。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案(第180回国会閣法第62号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定めた国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に伴い、その的確な実施を確保するため、我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定めようとするものである。

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(第180回国会閣法第63号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、全ての特別会計を対象として一般会計と区分して経理する必要性並びに事務及び事業の経理の在り方について不斷の見直しを行うことの重要性に鑑み、その一環として、平成25年4月1日において、社会資本整備事業特別会計の廃止、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合その他の特別会計の改革のための措置を講じようとするものである。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(第180回国会閣法第69号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、長期的なエネルギーの需給の安定化の必要性が高まっていることに鑑み、工場等において電気を使用して事業を行う者による電気の需要の平準化に資する措置の実施が円滑に行われるようになるため、当該措置に関する指針を定め、指導及び助言を行うことができるようになるとともに、民生部門におけるエネルギーの使用の合理化を一層推進するため、熱の損失の防止の用に供される建築材料の性能の向上について判断の基準となるべき事項を定め、製造事業者等を勧告の対象とする等の措置を講じようとするものである。

ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案(第180回国会閣法第70号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、ダム事業の廃止等に伴い水没しないこととなる土地の区域及びその周辺の地域のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該ダム事業の廃止等に伴い振興を図る必要がある地域について、国土交通大臣による特定地域振興基本方針の策定、都道府県による特定地域振興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めようとするものである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(第180回国会閣法第79号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人について、公共上の見地から確実に実施されなければならない事務及び事業であって国が自ら主体として行う必要のないものが、その特性に応じた国の適切な関与の下に國以外の法人によって的確に行われることとなるよう、國の関与の在り方を見直し、中期目標行政法人及び行政執行法人に区分するとともに、その名称を行政法人とする等の所要の措置を講じようとするものである。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第180回国会閣法第80号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、各府省に置かれる独立行政法人評価委員会に関する規定を削除する等、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律案(第180回国会閣法第83号)

(衆議院 24.11.15可決 参議院 11.15厚生労働委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、低所得である高齢者や障害者等の生活を支援するため、老齢年金生活者支援給付金等の年金生活者支援給付金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、老齢年金生活者支援給付金を、前年の公的年金等の収入金額と所得との合計額(以下「前年所得額」という。)が老齢基礎年金満額を勘案して政令で定める額(以下「所得基準額」という。)以下であることその他世帯の所得の状況を勘案して政令で定める要件に該当する老齢基礎年金の受給者に支給し、その月額は、給付基準額に、保険料納付済期間の月数を480で除して得た数を乗じて得た額と、老齢基礎年金満額に、保険料免除期間の月数の6分の1(保険料4分の1免除期間にあっては12分の1)に相当する月数を480で除して得た数を乗じて得た額を12で除して得た額を合算した額とする。
- 二 給付基準額は、5千円とし、消費者物価指数がこの法律の施行の日の属する年の前年(給付基準額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の消費者物価指数から上昇又は低下した場合は、その上昇又は低下した比率を基準として、その翌年の4月以降の給付基準額を改定する。
- 三 国は、補足的老齢年金生活者支援給付金を、前年所得額が所得基準額を超えるか、所得基準額を勘案して政令で定める額以下であることその他世帯の所得の状況を勘案して政令で定める要件に該当する老齢基礎年金の受給者に支給し、その月額は、一の額からその者の前年所得額の増に応じ、逓減するように政令で定める額とする。
- 四 国は、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を、前年の所得が政令で定める額以下である障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に支給し、その月額は、給付基準額(障害の程度が障害等級の1級に該当する者は、給付基準額の100分の125に相当する額)とする。
- 五 この法律は、一部を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 六 年金生活者支援給付金の支給に要する費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

本院議員提出法律案

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 審査未了)

【要旨】

高等学校等就学支援金の支給の適正を図るため、その支給の対象に係る高等学校等の定義を改めようとするものである。

特定国境離島地域の保全及び振興に関する特別措置法案(参第2号)

(参議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の領域の保全については、我が国の公的機関がその地域を我が国の領域として保全することに積極的に関与すること、及び日本国民がその地域に定住し、地域社会の維持発展が確保されることによって、初めて永続的になれるものであることに鑑み、将来にわたって我が国の領域を適切に保全するため、特定国境離島地域についてその保全及び振興を図るための特別措置を講じようとするものである。

インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(第176回国会参第1号)

(参議院 第176回国会22.12.2外交防衛委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶並びにソマリア沖における海賊行為等の抑止等のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、テロ対策海上阻止活動又は海賊行為等対処活動を行う諸外国の軍隊等に対する自衛隊による補給支援活動の実施に関する規定を整備しようとするものである。

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(第176回国会参第3号)

(参議院 第176回国会22.12.2厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、子宮頸がんの罹患が女性の生活の質に多大な影響を与えるものであり、近年の子宮頸がんの罹患の若年化の進行が当該影響を一層深刻なものとしている状況及びその罹患による死亡率が高い状況にあること並びに大部分の子宮頸がんにヒトパピローマウイルスが関与しており、予防ワクチンの接種及び前がん病変の早期発見と早期治療等の適時かつ適切な予防措置を講ずることにより相当程度の高い確率で子宮頸がんを予防することができることが科学的に解明されていることを踏まえ、子宮頸がんに対するがん対策として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要であることにかんがみ、子宮頸がんの確実な予防を図るため、子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のために講ずる具体的な施策等について定めようとするものである。

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(第177回国会参第7号)

(参議院 第177回国会23.8.26決算委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の適正な予算の執行の確保に資するため、会計検査院に、不当事項への対処に関

する検査を行わせ、当該検査の結果を検査報告に掲記させることとともに、予算執行職員がその義務に違反して支出等の行為をした場合における会計検査院による懲戒処分要求制度を強化しようとするものである。

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(第177回国会参第8号)

(参議院 第177回国会23.8.26決算委員会付託 審査未了)

【要旨】

国家公務員、地方公務員等が国、地方公共団体等の支出に関し虚偽の請求書の提出を要求する行為等を処罰しようとするものである。

東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案(第177回国会参第21号)

(参議院 第177回国会23.8.12文教科学委員会付託 8.22本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処するため、私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関し、私立の学校等の設置者に対する特別の助成措置、地方公共団体に対する特別の財政援助等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校の用に供される建物等であって政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、その3分の2を補助するものとすること。
- 二、国は、東日本大震災により被害を受けた専修学校又は各種学校の用に供される建物等であって政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該専修学校又は各種学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その3分の2を補助することができるものとすること。
- 三、国は、私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の用に供される建物等の東日本大震災に係る災害復旧に係る事業であって、政令で定める基準に該当する地方公共団体が助成を行うものについて、当該地方公共団体の負担を軽減するため、政令で定めるところにより、交付金を交付するものとすること。
- 四、日本私立学校振興・共済事業団は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の設置者に対し、通常の条件よりも有利な条件で資金を貸し付け、貸付金に係る元金の償還又は利息の支払を猶予する等私立学校教育に対する援助に努めるものとすること。
- 五、政府は、私立の学校等の用に供される建物等の災害の予防及び災害が発生した場合における復旧に係る必要な財政上の措置その他の措置に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。
- 六、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(第180回国会参第9号)

(参議院 第180回国会24.9.6内閣委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務

を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

道州制への移行のための改革基本法案(第180回国会参第14号)

(参議院 第180回国会24. 9. 6内閣委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものである。

平成二十三年東京電力原子力事故に係る健康調査等事業の実施等に関する法律案(第180回国会参第15号)

(参議院 24. 10. 29東日本大震災復興特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成23年東京電力原子力事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による被ばくに関し、周辺住民等の不安の解消及び継続的な健康管理を図り、あわせて放射線が人の健康に与える影響に関する科学的知見の充実及び活用を図るため、健康調査等事業を実施するとともに、健康調査の結果の施策への反映等について定めようとするものである。

内閣総理大臣の指名に係る国民投票制度の創設に関する法律案(第180回国会参第17号)

(参議院 24. 10. 29政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内閣総理大臣の辞職が頻繁に行われることに伴い我が国が直面する内外の諸問題への対処に支障を来している状況において、内閣総理大臣の指名の在り方についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、主権者である国民が内閣総理大臣にふさわしいと考える者についての投票を行うことによって示される国民世論が内閣総理大臣の安定的な政治指導力の發揮に重要な影響を及ぼすものであることを鑑み、内閣総理大臣の指名に係る国民投票制度を創設することとし、そのために必要となる事項について定めようとするものである。

資源の確保の推進に関する法律案(第180回国会参第23号)

(参議院 第180回国会24. 9. 6経済産業委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国が国民生活及び経済活動の根幹を支える資源の大部分を輸入に依存している中で、資源の確保に係る国際的な競争の激化等により、我が国にとって必要な資源を安定的に確保することが困難となりつつある状況に鑑み、我が国産業の振興を図るとともに、国民生活の安定向上及び我が国の経済社会の持続的な発展に寄与するため、資源の確保の推進に関し、国の責務を明らかにするとともに、資源確保推進国家戦略の策定その他の施策の基本となる事項を定めることにより、資源の確保の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものである。

公職の選挙におけるインターネットの活用の促進を図るための公職選挙法の一部を改正する等の法律案(第180回国会参第24号)

(参議院 24. 10. 29政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近時におけるインターネットの普及に鑑み、公職の選挙におけるインターネットの活用の促進を図るため、インターネット等を利用する方法により文書図画を選挙運動のために頒布することができること等とともに、公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法に

に関する検討を行うこととするものである。

無人国境離島の適切な管理の推進に関する法律案(第180回国会参第25号)

(参議院 第180回国会24.9.6国土交通委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国周辺の海域に係る海洋資源への関心の高まり、我が国の領域主権、主権的権利等を害する行為の発生等により、我が国の領域及び排他的経済水域等を保全する必要性が増大していることに鑑み、我が国の領土である無人国境離島の適切な管理を推進するため、無人国境離島について土地の所有者等についての調査等を行おうとするものである。

首都直下地震対策特別措置法案(第180回国会参第28号)

(参議院 第180回国会24.9.6国土交通委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図り、もって首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、首都直下地震に関する地震観測体制の整備、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成及び地方緊急対策実施計画に係る特別の措置、特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めようとするものである。

雨水の利用の推進に関する法律案(第180回国会参第29号)

(参議院 第180回国会24.7.26国土交通委員長提出 7.27本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 総則

1 国及び独立行政法人等の責務

- (一) 国は、雨水の利用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- (二) 国及び独立行政法人等は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

2 地方公共団体及び地方独立行政法人の責務

- (一) 地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないものとする。
- (二) 地方公共団体及び地方独立行政法人は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者及び国民の責務

- 事業者及び国民は、自らの雨水の利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する雨水の利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

二 基本方針等

1 基本方針

国土交通大臣は、雨水の利用の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めな

ければならないものとする。

2 都道府県方針

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する方針(以下「都道府県方針」という。)を定めることができるものとする。

3 市町村計画

市町村は、基本方針(都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針)に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画を定めることができるものとする。

三 雨水の利用の推進に関する施策

1 国及び独立行政法人等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標

国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、及び公表しなければならないものとする。

2 地方公共団体及び地方独立行政法人による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標

地方公共団体及び地方独立行政法人は、1の目標に準じて、当該地方公共団体及び地方独立行政法人が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定め、及び公表するよう努めるものとする。

3 特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用の推進

政府は、特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用のための施設の設置を推進するため、税制上又は金融上の措置その他の必要な措置を講じなければならないものとする。

4 地方公共団体による助成

地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じて、雨水を一時的に貯留するための施設の新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について、助成を行うよう努めるものとする。

四 附則

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

下水道法等の一部を改正する法律案(第180回国会参第30号)

(参議院 第180回国会24.9.6国土交通委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公共下水道の排水区域内において合併処理浄化槽で汚水を処理する場合について、浄化槽法の違反その他の事由により公共用水域の水質の保全及び公衆衛生の見地から不適切な状態にある場合を除き、当該汚水に係る公共下水道への接続義務を免除するとともに、公共下水道の予定処理区域内における単独処理浄化槽の新設を禁止すること、浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査の適正かつ確実な実施に係る都道府県の措置等について定めようとするものである。

放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案(第180回国会参第31号)

(参議院 第180回国会24.9.6環境委員会付託 審査未了)

【要旨】

放射線業務従事者の安全と健康を確保することの重要性に鑑み、放射線業務従事者の放射線による障害を防止することに資するため、放射線障害防止関係法令の規定に基づき測定され又は記録された放射線業務従事者の業務上受けた放射線の線量に関する情報を適正に管理することにより、放射線業務従事者の被ばく線量の把握を容易にしようとするものである。

化学物質による子どもの健康への悪影響の防止のための調査その他の施策の推進に関する法律案(第180回国会参第32号)

る法律案(第180回国会参第32号)

(参議院 第180回国会24.9.6環境委員会付託 審査未了)

【要旨】

化学物質による子どもの健康への悪影響の防止のための施策の推進を図り、もって子どもの健康の保護に資するため、化学物質による子どもの健康への影響に関する調査研究その他の必要な施策について定めるものである。

防災・減災体制再構築推進基本法案(第180回国会参第34号)

(参議院 第180回国会24.9.6内閣委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模自然災害に対処する必要性に鑑み、大規模自然災害から国民の生命、身体及び財産並びに国土を保護し、あわせて国民経済の発展に資するため、防災・減災体制再構築の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに防災・減災総点検、防災・減災体制再構築推進基本計画その他防災・減災体制再構築の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、防災・減災体制再構築推進本部を設置すること等により、防災・減災体制再構築の推進に関する施策を総合的かつ集中的に推進しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(第180回国会参第36号)

(参議院 第180回国会24.9.5政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 9.7本会議可決)

衆議院 11.15可決 参議院 11.15政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙区間において議員1人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行うとともに、平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正

参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める。

選挙区	議員数
福島県	2人(現行4人)
神奈川県	8人(現行6人)
岐阜県	2人(現行4人)
大阪府	8人(現行6人)

二、検討

平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。

三、その他

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第1号)

(衆議院 24.11.15修正議決 参議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、衆議院議員の選挙制度をめぐる現状に鑑み、衆議院比例代表選出議員の定数の削減及びこれに伴い民意が過度に集約されないようにするための臨時の措置を緊急に講じようとするものである。

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第3号)

(衆議院 24.11.15可決 参議院 11.15議院運営委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律の施行の日から国会議員の定数削減による歳出の削減の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間における各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当については、それぞれ次のように措置すること。
- 二、歳費については、国会法第35条の規定にかかわらず、歳費月額から、歳費月額に20%（現行12.88%）を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 三、期末手当については、その受けるべき期末手当の額から、当該額に20%（現行12.88%）を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 四、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。
- 五、特例期間（平成24年5月～平成26年4月）の経過後における各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当については、特例期間が経過するまでの間に、国会議員の定数削減による歳出の削減の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(衆第4号)

(衆議院 24.11.15可決 参議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費並びに裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(第180回国会衆第27号)

(衆議院 24.11.15可決 参議院 11.15政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状に鑑み、平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正しようと

するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公職選挙法の一部改正

1 衆議院議員の定数の削減

衆議院議員の定数を475人(現行480人)とし、小選挙区選出議員を295人(現行300人)とする。

2 衆議院の小選挙区

衆議院の小選挙区は別に法律で定める。

二、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正

各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数について、いわゆる「一人別枠方式」を廃止する。

三、その他

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一は、一の2に規定する法律の施行の日から施行する。

2 今次の改定案の作成基準、勧告期限等の特例

ア 衆議院議員選挙区画定審議会(以下「審議会」という。)の行う今次の改定案の作成における、各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数を定める。

イ 審議会の行う今次の改定案の作成基準を定める。

ウ 審議会の行う今次の改定案に係る勧告は、この法律の施行の日から6月以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

エ 政府は、今次の改定案に係る勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、法制上の措置を講ずるものとする。

条 約

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第180回国会閣條第1号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国とパプアニューギニア独立国との間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化することを目的とするものである。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第180回国会閣條第2号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国とコロンビア共和国との間において、投資の促進、保護及び自由化に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化することを目的とするものである。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第180回国会閣條第3号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国とジャージーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とジャージーとの間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものである。

租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第180回国会閣條第4号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本協定は、我が国とガーンジーとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とガーンジーとの間の人的交流を促進する観点から、学生等特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(第180回国会閣條第5号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本条約は、人的交流、経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とポルトガルとの間で課税権を調整するものである。

租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改

正する議定書の締結について承認を求めるの件(第180回国会閣條第6号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本条約は、国際的な脱税及び租税回避行為に対処することを目的として、各国の税務当局間における租税に関する情報交換、徵収共助及び送達共助の枠組み等について定めるものであり、欧州評議会閣僚委員会及び経済協力開発機構理事会において作成され、1988年(昭和63年)1月に採択された。さらに、2010年(平成22年)5月、この条約を改正する議定書(以下「改正議定書」という。)が採択された。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件(第180回国会閣條第7号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本条約は、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるものであり、1980年(昭和55年)10月に開催されたハーグ国際私法會議第14回会期において採択され、1983年(昭和58年)12月に効力を生じた。

承認を求めるの件

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件(第177回国会閣承認第6号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本件は、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を行うため、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置しようとするものである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第180回国会閣承認第3号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本承認案件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成24年4月3日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第180回国会閣承認第4号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 審査未了 参議院 第180回国会24.9.6決算委員会予備付託 審査未了)

【要旨】

一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円のうち、平成23年8月19日から23年12月20日までの間に使用を決定した金額は4,505億円で、その内訳は、①東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費2,179億円、②東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費1,248億円、③東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稻わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等に必要な経費863億円などである。

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 審査未了 参議院 第180回国会24.9.6決算委員会予備付託 審査未了)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年4月19日から24年1月23日までの間に使用を決定した金額は612億円で、その内訳は、①災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費503億円、②水俣病被害者の救済に必要な経費92億円、③B型肝炎訴訟における和解の履行に必要な経費10億円などである。

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 審査未了 参議院 第180回国会24.9.6決算委員会予備付託 審査未了)

【要旨】

平成23年4月18日から23年12月9日までの間に決定した経費増額総額は4,825億円で、その内訳は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額3,484億円などである。

平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 審査未了 参議院 第180回国会24.9.6決算委員会予備付託 審査未了)

【要旨】

一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円のうち、平成24年2月10日に使用を決定した金額は403億円で、その内訳は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費403億円である。

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 審査未了 参議院 第180回国会24.9.6決算委員会予備付託 審査未了)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年2月24日から24年3月27日までの間に使用を決定した金額は135億円で、その内訳は、①大雪に伴う道路事業に必要な経費113億円、②災害廃棄物処理事業に必要な経費12億円などである。

平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 審査未了 参議院 第180回国会24.9.6決算委員会予備付託 審査未了)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆484億円のうち、平成24年3月27日に使用を決定した金額は16億円で、その内訳は、社会资本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費16億円である。

**平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各
庁所管経費増額調書(その2)**

(衆議院 審査未了 参議院 第180回国会24.9.6決算委員会予備付託 審査未了)

【要旨】

平成24年3月27日に決定した経費増額総額は113億円で、その内訳は、社会资本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費の増額113億円である。

決算その他

平成二十二年度一般会計歳入歳出決算、平成二十二年度特別会計歳入歳出決算、平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十二年度政府関係機関決算書

(衆議院 審査未了 参議院 第180回国会24. 2. 24決算委員会付託 審査未了)

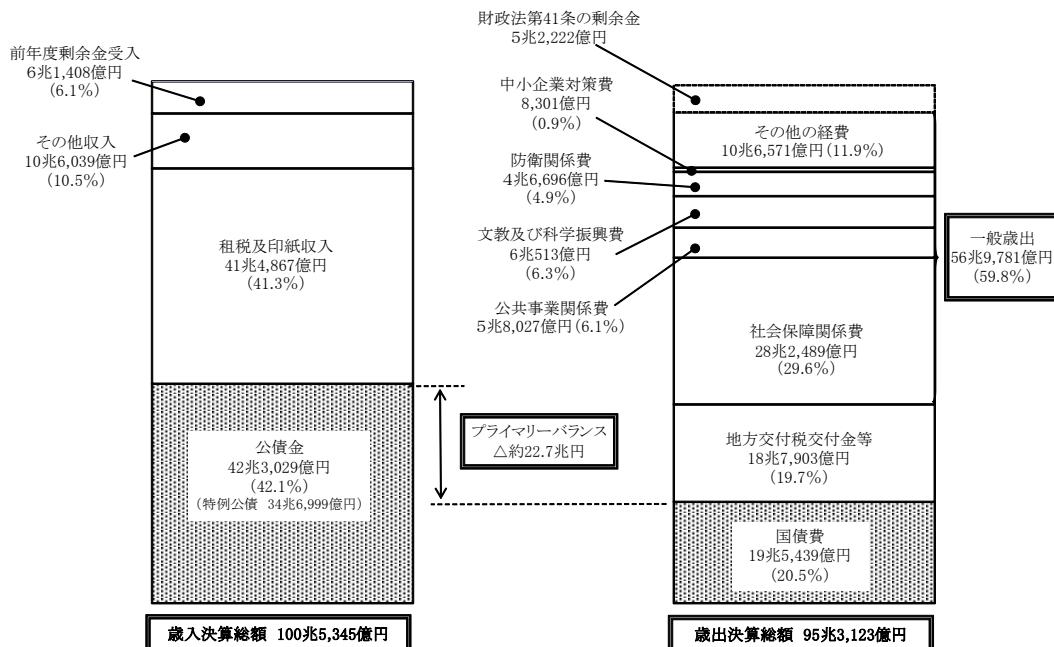
平成二十二年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は100兆5,345億円、歳出決算額は95兆3,123億円であり、差引き5兆2,222億円の剩余を生じた。この剩余金は財政法第41条の規定により、平成二十三年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は1兆4,651億円である。

平成二十二年度特別会計歳入歳出決算における18の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は386兆9,849億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は345兆740億円である。

平成二十二年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は51兆3,859億円であり、資金から的一般会計等の歳入への組入額等は50兆7,222億円であるため、差引き6,637億円の残余を生じた。

平成二十二年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,044億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆4,063億円である。

〈平成二十二年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成22年度 決算の説明」より作成

(注)一般歳出には、表示項目のほか、平成20年度決算不足補てん繰戻の金額(7,181億円)を含んでいる。

平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 審査未了 参議院 第180回国会24. 2. 24決算委員会付託 審査未了)

平成二十二年度国有財産増減及び現在額総計算書における22年度中の国有財産の差引純減少額は6兆1,808億円、22年度末現在額は101兆1,939億円である。

平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 審査未了 参議院 第180回国会24. 2. 24決算委員会付託 審査未了)

平成二十二年度国有財産無償貸付状況総計算書における22年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は236億円、22年度末現在額は1兆598億円である。

平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書

(衆議院 審査未了 参議院 審査未了)

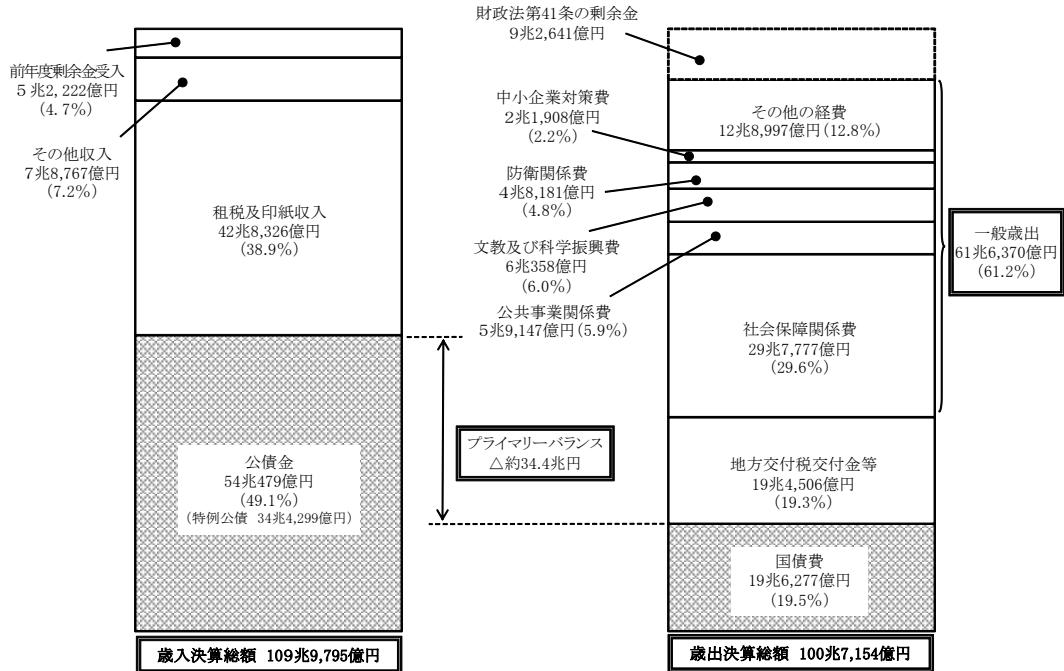
平成二十三年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は109兆9,795億円、歳出決算額は100兆7,154億円であり、差引き9兆2,641億円の剩余を生じた。この剩余金は財政法第41条の規定により、平成24年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は1兆9,790億円である。

平成二十三年度特別会計歳入歳出決算における17の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は409兆9,236億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は376兆4,631億円である。

平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は52兆3,357億円であり、資金から的一般会計等の歳入への組入額等は51兆6,066億円であるため、差引き7,291億円の残余を生じた。

平成二十三年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,711億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆2,736億円である。

〈平成二十三年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成23年度決算の説明」より作成

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 審査未了 参議院 審査未了)

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書における23年度中の国有財産の差引純増加額は1兆6,603億円、23年度末現在額は102兆8,543億円である。

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 審査未了 参議院 審査未了)

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書における23年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は156億円、23年度末現在額は1兆442億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成22年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成22年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,772億円、負債合計は3,105億円、純資産合計は5,667億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,801億円、経常事業支出は6,495億円となっており、経常事業收支差金は306億円となっている。